

# 令和5年度 志木市子育て支援員研修 実施要綱

## (地域保育コース)

### 1 目的

子ども・子育て支援法に基づく小規模保育、家庭的保育、利用者支援事業（基本型）、地域子育て支援拠点、社会的養護関係施設等の事業につき、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要です。

このため、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ります。

### 2 実施主体

- (1) 主催 志木市
- (2) 運営受託者 株式会社東京リーガルマインド

### 3 対象者

本事業の対象者は、育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者としします。

- (1) 家庭的保育事業の家庭的保育補助者
- (2) 小規模保育事業 B 型の保育士以外の保育従事者
- (3) 小規模保育事業 C 型の家庭的保育補助者
- (4) 事業所内保育事業（利用定員 19 人以下）の保育士以外の保育従事者

### 4 研修の種類と定員

地域保育コース

【基本研修】 + 【専門研修：共通科目】 + 【専門研修：地域型保育事業】 …20 名

### 5 参加費用

- (1) 研修参加費は無料です。ただし、テキスト代（1,500 円）が別途かかります。

※テキストは、研修初日に販売する予定です。

※その他資料については、無料にて配布します。

(2) 会場等への往復交通費、昼食代等は自己負担とします。

(3) 健康診断・検便検査・検温

地域保育コース受講者（地域型保育）の方は、「見学実習」のため健康診断等を受けていただく場合があります。その場合、健康診断に要する費用等、見学実習に関する費用は個人負担となりますことをご了承ください。

## 6 研修内容

「子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下、「局長通知」という。）」で定められた子育て支援員基本研修及び子育て支援員専門研修。

## 7 研修日程と会場

地域保育コース

①基本研修 2日間

令和5年12月11日（月）・令和5年12月12日（火）

②専門研修（地域型保育） 3日間

令和5年12月13日（水）・19日（火）・20日（水）

【専門研修】の受講については【基本研修】の修了が受講条件となります。

③保育所見学実習

令和6年1月11日（木）・12日（金）・

15日（月）・16日（火）・17日（水）のうち2日間

※現に保育施設等に従事している場合は、原則従事先で行う。

④AED研修

令和5年12月18日（月）

## 8 会場

志木市役所 大会議室3-3

※見学実習は原則市内公立保育園にて行います。（現に保育施設等に従事している場合は、従事先にて実施）

## 9 受講申込・決定

(1) 申込

別紙受講申込書に必要事項をご記入し、必要書類を添付のうえ、郵送あるいは持参

でお申込みください。

(2) 申込書類

受講申込書等は、志木市保育課ホームページでもダウンロードできます。

(3) 申込上の注意

受講申込書等に不備・不明な箇所がある場合、必要に応じ書類の追加・再提出を依頼する場合がありますので、控え（コピー）をお取りください。

(4) 定員超過の場合

申込は先着順になりますので予めご了承ください。

(5) 受講決定通知

申し込みを受け付けしだい、受講証を発送する予定です。受講証は申込者のご自宅に郵送いたします。受講証が届かない場合は、保育課にお問い合わせください。

(6) 受講申込期限

**令和5年11月14日（火） ※必着**

## 10 申込書類

(1) 受講申込書

必要事項を記入し、記入漏れのない様に提出してください。住所は、受講証を受け取ることの出来る場所としてください。

(2) 基本研修または、一部科目の免除を希望する方はそれらを証明する書類をご提出ください。

※全ての書類は、”写し”の提出で結構です。

※提出された書類に、偽りがある場合は、研修受講・修了認定を取り消すことがあります。

## 11 申込先

志木市役所保育課

## 12 見学実習 ※【地域保育コース・地域型保育】

(1) 概要

地域保育コース（地域型保育）では見学実習が必修です。

(2) 既に勤務している方について

既に保育および子育て支援分野で勤務されている方も「見学実習」は必修です。

(3) 健康診断・検便

見学実習前に健康診断等の検査結果を確認させていただく場合がありますことをご了承ください。

※詳細については受講決定通知書に同封の上、お知らせいたします。

## 13 修了証の発行

研修の修了を認定し、修了証を発行します。

## 14 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報については、本事業の運営以外の目的に利用いたしません。

## 15 研修運営に関する留意点

- (1) 子育て支援員研修を修了すると子育て支援分野で働く際に必要な知識や技能を身につけていると認められますが、国家資格ではありません。また、修了した研修のコース（種別）によって、従事できる事業・内容が異なります。
- (2) 申込書等内容が事実と異なる場合や一部修了証および免除科目の資格証等に偽りがある場合、受講及び修了の認定が取り消しとなることがあります。
- (3) 受講申込書等に関して、本人にご連絡する場合があります。必ず、連絡先（電話番号）を明記してください。
- (4) 本研修は「子育て支援員」の認定研修であり、研修修了後の雇用先を紹介および保証するものではありません。

## 16 問い合わせ先（委託先）

担当課：志木市子ども・健康部保育課 保育園グループ

電話番号：048-473-1689